

被爆者援護法（厚生省よりの法令協議）

平成6年11月10日

標記に関し、以下のとおり厚生省に質問することとしたい。

1. 第二条（被爆者健康手帳）関連

- (1) 申請先を「居住地の都道府県知事」としている趣旨は何か。
- (2) 被爆者健康手帳は、当該申請・被交付者が申請先の都道府県に居住（または所在）していない場合（例えば、国外に居住している場合）でも、代理申請・郵送等の代替手続きにより申請し、交付を受けることはできないのか。その理由は何か。
- (3) 現行法においては、日本国内短期滞在でも交付を受けることはできたと承知しているが、新法においてもそれができるのか。

2. 第二十四条から第三十二条（特別葬祭給付金を除く諸手当）関連

都道府県知事が支給するとなっている手当は、当該都道府県に居住（または所在）していなければ支給されないのか。

3. 第三十三条（特別葬祭給付金）関連

- (1) 第1項中、第二条とあるのは第一条の誤りではないか。
- (2) 第3項中、給付金の支給を受ける権利の認定は厚生大臣が行うとなっているが具体的にどのような規定を想定しているのか。（特に外国籍の者の扱い、居住要件との関係は如何。）
- (3) 第4項の口付は具体的にはいつ頃を想定しているのか。
- (4) 給付金の申請先及び支給者は誰か。また、申請及び支給の手続きは如何。
（原爆手帳を所持していれば、国外から申請し、支給を受けることができるのか。）

4. 第41条（平和記念事業）関連

具体的に如何なる事業を想定しているのか。

5. 第5章にある平和祈念事業として、具体的に如何なる事業を想定しているのか。

6. 「平和祈念館」との関係如何。

3. 総務局
2. 東ア
1. ジア課

総務局
総合政策課